



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 4 月 7 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド須坂店
須坂市大字高梨245番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205番地
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前 8 時	午後 9 時

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前 7 時	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

時間帯
午前 7 時30分から午後 9 時30分まで

(変更後)

時間帯
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

- 4 変更する年月日
令和 7 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 2 月 25 日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 4 月 7 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- エディオン飯田インター店
- 飯田市育良町一丁目 2－1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社エディオン
- 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
- みなみ信州農業協同組合
- 飯田市鼎東鼎281番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,744平方メートル

(変更後) 5,236平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数（台）
建物配置図（変更前）駐車場①－1	146

(変更後)

位置	収容台数（台）
建物配置図兼 1 階平面図（変更後）駐車場①－1	190

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数（台）
1	建物配置図（変更前）駐輪場②－1	7
2	建物配置図（変更前）駐輪場②－2	9
3	建物配置図（変更前）駐輪場②－3	20
合計		36

(変更後)

	位置	収容台数（台）
1	建物配置図兼 1 階平面図（変更後）駐輪場②－1	10
2	建物配置図兼 1 階平面図（変更後）駐輪場②－2	24
合計		34

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位置	面積（㎡）
1	建物配置図（変更前）荷さばき施設③－1	97.2
2	建物配置図（変更前）荷さばき施設③－2	46.8
合計		144.0

(変更後)

	位置	面積 (㎡)
1	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 荷さばき施設③－ 1	27.0
2	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 荷さばき施設③－ 2	125.0
合計		152.0

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量 (㎡)
1	建物配置図 (変更前) 廃棄物保管施設④－ 1	9.1
2	建物配置図 (変更前) 廃棄物保管施設④－ 2	9.1
3	建物配置図 (変更前) 廃棄物保管施設④－ 3	42.0
4	建物配置図 (変更前) 廃棄物保管施設④－ 4	6.8
5	建物配置図 (変更前) 廃棄物保管施設④－ 5	4.5
合計		71.5

(変更後)

	位置	容量 (㎡)
1	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 廃棄物保管施設④－ 1	44.4
2	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 廃棄物保管施設④－ 2	6.0
合計		50.4

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社エディオン	午前10時	午後 9 時
2	みなみ信州農業協同組合	午前 9 時	午後 8 時

(変更後)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社エディオン	午前 9 時	午後 9 時
2	みなみ信州農業協同組合	午前 9 時	午後 6 時

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

	位置	時間帯
1	建物配置図 (変更前) 荷さばき施設③－ 1	午前 9 時から午後 6 時まで
2	建物配置図 (変更前) 荷さばき施設③－ 2	午前 6 時30分から午後 6 時まで

(変更後)

	位置	時間帯
1	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 荷さばき施設③－ 1	午前 6 時から午後 9 時まで
2	建物配置図兼 1 階平面図 (変更後) 荷さばき施設③－ 2	午前 7 時から午後 6 時まで

4 変更する年月日
令和 7 年10月29日

- 5 届出年月日
令和 7 年 2 月 28 日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 8 月 6 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け 12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

令和 7 年 4 月 7 日

長野県知事 阿 部 守 一

登録 番号	生産事業者の 氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称 及び所在地
1411	有限会社 田澤農園 木曽郡木曽町日義 4257番地1	種穂の採取、精選 幼苗の育成、幼苗 以外の苗木の育成	有限会社 田澤農園 木曽郡木曽町日義 2880番地

森林づくり推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 4 月 7 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
須坂都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域
令和 4 年長野県告示第295号で定めた須坂都市計画市街化区域に須坂市大字八重森字大口、大字五閑字西沖、字前田、大字高梨字割目、大字九反田字前田、大字福島字東畑、字内田、字雁土橋、大字井上字腰巻、字松宮、字前田、字長沢、字砂田、字蛇沢の一部を加える

(2) 市街化調整区域
須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり推進部まちづくり課及び小布施町建設水道課
- 4 縦覧期間
自 令和 7 年 4 月 8 日
至 令和 7 年 4 月 21 日

都市・まちづくり課